

地域密着型特別養護老人ホームせとうちの郷 料金表

【利用者1割・2割負担】

※1単位=10.14円

要介護度	負担割合	月額(30日)	日額 ①+②+③	施設介護 サービス 費①	内 訳						介護職員 処遇改善加 算(Ⅰ)	食費 ②	居住費 ③	
					所定の 基本単位数	看護体制 加算 (Ⅰ)(Ⅱ)	夜勤職員 配置加算	個別機能 訓練加算	栄養マネ ジメント加 算	日常生活 継続支援 加算				
要介護1	1割	¥155,640	¥5,188	¥808	644単位/日	35単位/日	46単位/日	12単位/日	14単位/日	46単位/日	総単位数 × 8.3%	¥1,380	¥3,000	
	2割	¥179,880	¥5,996	¥1,616										
要介護2	1割	¥157,710	¥5,257	¥877										712単位/日
	2割	¥184,020	¥6,134	¥1,754										
要介護3	1割	¥159,930	¥5,331	¥951										785単位/日
	2割	¥188,460	¥6,282	¥1,902										
要介護4	1割	¥162,030	¥5,401	¥1,021										854単位/日
	2割	¥192,660	¥6,422	¥2,042										
要介護5	1割	¥164,100	¥5,470	¥1,090										922単位/日
	2割	¥196,800	¥6,560	¥2,180										

【減額】

※1単位=10.14円

要介護度		月額(30日)	日額 ①+②+③	施設介護 サービス 費①	内 訳						介護職員 処遇改善加 算(Ⅰ)	食費 ②	居住費 ③
					所定の 基本単位数	看護体制 加算 (Ⅰ)(Ⅱ)	夜勤職員 配置加算	個別機能 訓練加算	栄養マネ ジメント加 算	日常生活 継続支援 加算			
要介護1	第3段階	¥83,040	¥2,768	¥808	644単位/日	35単位/日	46単位/日	12単位/日	14単位/日	46単位/日	総単位数 × 8.3%	¥650	¥1,310
	第2段階	¥60,540	¥2,018									¥390	¥820
	第1段階	¥57,840	¥1,928									¥300	¥820
要介護2	第3段階	¥85,110	¥2,837	¥877	712単位/日	35単位/日	46単位/日	12単位/日	14単位/日	46単位/日	総単位数 × 8.3%	¥650	¥1,310
	第2段階	¥62,610	¥2,087									¥390	¥820
	第1段階	¥59,910	¥1,997									¥300	¥820
要介護3	第3段階	¥87,330	¥2,911	¥951	785単位/日	35単位/日	46単位/日	12単位/日	14単位/日	46単位/日	総単位数 × 8.3%	¥650	¥1,310
	第2段階	¥64,830	¥2,161									¥390	¥820
	第1段階	¥62,130	¥2,071									¥300	¥820
要介護4	第3段階	¥84,750	¥2,825	¥865	854単位/日	35単位/日	46単位/日	12単位/日	14単位/日	46単位/日	総単位数 × 8.3%	¥650	¥1,310
	第2段階	¥62,250	¥2,075									¥390	¥820
	第1段階	¥59,550	¥1,985									¥300	¥820
要介護5	第3段階	¥91,500	¥3,050	¥1,090	922単位/日	35単位/日	46単位/日	12単位/日	14単位/日	46単位/日	総単位数 × 8.3%	¥650	¥1,310
	第2段階	¥69,000	¥2,300									¥390	¥820
	第1段階	¥66,300	¥2,210									¥300	¥820

◎介護サービスの提供内容に応じて加算される費用

初期加算	30単位/日	経口移行加算	28単位/日	経口維持加算	400単位/月	療養食加算	6単位/日
外泊時費用	246単位/日	その他、看取り加算などの加算があります。					

◎その他の費用

サービスの主な内容	金額	サービスの主な内容	金額
日常生活費・嗜好品等購入費	実費相当額	予防接種料金	利用する医療機関が定めた金額
理美容代	実費相当額	医療費	医療保険制度による自己負担分
個人専用品・家電製品の電気代	別途負担	その他(新聞代、クラブ活動費等)	実費

◎介護サービスの提供内容に応じて加算される費用

利用者負担の軽減	対象となる人(市町村民税世帯非課税)※
第3段階	合計所得金額+課税年金収入額が年金で合計80万円超(年金収入だけの場合、80万円超266万以下)
第2段階	合計所得金額+課税年金収入額が年金で合計80万円以下など
第1段階	老齢福祉年金受給者、生活保護受給者など

※市町村民税課税層でも高齢夫婦世帯の一方が入所し、食費・居住費の負担により残された配偶者の在宅生活が困難になるような場合は第3段階とみなされます。